



# 熊本県公報

号外 第 4 5 号

平成 26 年 9 月 30 日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項の一部を改正する要項…………… (子ども家庭福祉課) 1

## 告 示

### 熊本県告示第 9 4 2 号の 3

熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 2 6 年 9 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項の一部を改正する要項  
熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項 (平成 4 年熊本県告示第 2 6 1 号の 1 4)  
)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付要項  
目次中「第 2 章 母子福祉資金 (第 2 条一第 3 2 条)」を「第 2 章 母子福祉資金 (第 2 条一第 3 2 条)」に、「第 3 章 父子福祉資金 (第 3 2 条の 2)」を「第 3 章 父子福祉資金 (第 3 2 条の 2)」に、「第 3 章」を「第 4 章」に、「第 4 章」を「第 5 章」に改める。

第 1 条中「母子及び寡婦福祉法 (」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法 (」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「法第 3 2 条第 1 項」を「法第 3 1 条の 6 第 1 項各号に掲げる資金 (以下「父子福祉資金」という。) の貸付け並びに法第 3 2 条第 1 項各号」に改め、「において準用する法第 1 3 条第 1 項各号」を削る。

第 2 条第 1 項中「母子 (寡婦) 福祉資金貸付申請書」を「母子 (父子・寡婦) 福祉資金貸付申請書」に改め、同項第 1 号中「扶養している児童」の次に「 (申請者で現に児童を扶養しているものが同時に民法 (明治 2 9 年法律第 8 9 号) 第 8 7 7 条の規定により 2 0 歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその 2 0 歳以上である子その他これに準ずる者を含む。以下「児童」という。)」を加え、同項第 3 号中「児童本人」を「2 0 歳未満の児童本人」に改め、同項第 7 号中「福祉事務所長の意見書」を「福祉事務所長の意見書 (被保護者用)」に改める。

第 3 条中「母子福祉団体は、母子福祉団体貸付申請書」を「母子・父子福祉団体は、母子・父子福祉団体貸付申請書」に改め、同条第 4 号中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第 5 条第 2 項中「母子及び寡婦福祉資金貸付委員会」を「母子父子寡婦福祉資金貸付委員会」に改める。

第 6 条第 1 項第 1 号中「修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金」を「母子修学資金、母子修業資金、母子就職支度資金又は母子就学支度資金」に改め、同条第 2 項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第 7 条第 1 項中「修学資金、技能習得資金、修業資金、生活資金又は特例児童扶養資金」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金及び母子生活資金」に改め、同条第 2 項中「 (特例児童扶養資金を除く。)」を削り、「申請書」を「第 2 条第 1 項の母子 (父子・寡婦) 福祉資金貸付申請書」に改め、同条第 3 項中「技能習得資金」を「母子技能習得資金」に改め、同条第 4 項を削る。

第 8 条第 1 項中「事業開始資金、事業継続資金、住宅資金、技能習得資金 (運転免許取得の場合)」を「母子事業開始資金、母子事業継続資金、母子住宅資金、母子技能習得資金 (運転免許取得に係るもの)」に、「修業資金 (運転免許取得の場合)」を「母子修業資金 (運転免許取得に係るもの)」に、「就職支度資金、医療介護資金、転宅資金又は結婚資金」を「母子就職支度資金、母子医療介護資金、母子転宅資金又は母子結婚資金」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子 (寡婦) 福祉資金事業等完了届」を「母子 (父子・寡婦) 福祉資金事業等完了届」に改める。

第 9 条第 2 項中「母子 (寡婦) 福祉資金貸付金額増額申請書」を「母子 (父子・寡婦) 福祉資金貸付金額増額申請書」に改める。

第 1 1 条第 1 項中「母子（寡婦）福祉資金貸付継続申請書」を「母子（父子・寡婦）福祉資金貸付継続申請書」に改める。  
 第 1 2 条第 1 項中「修学資金」を「母子修学資金」に改め、同条第 2 号中「技能習得資金」を「母子技能習得資金」に改め、同条第 3 号中「就学支度資金」を「母子就学支度資金」に改める。  
 第 1 3 条第 1 項中「母子（寡婦）福祉資金償還金」を「母子（父子・寡婦）福祉資金償還金」に改め、同条第 2 号中「母子（寡婦）福祉資金償還金」を「母子（父子・寡婦）福祉資金償還金」に改め、同条第 3 号中「母子（寡婦）福祉資金償還金」を「母子（父子・寡婦）福祉資金償還金」に改める。  
 第 1 4 条第 1 項中「母子（寡婦）福祉資金」を「母子（父子・寡婦）福祉資金」に改め、同条第 2 号中「母子（寡婦）福祉資金」を「母子（父子・寡婦）福祉資金」に改め、同条第 3 号中「母子（寡婦）福祉資金」を「母子（父子・寡婦）福祉資金」に改める。  
 第 1 5 条第 1 項中「母子（寡婦）福祉資金」を「母子（父子・寡婦）福祉資金」に改め、同条第 2 号中「母子（寡婦）福祉資金」を「母子（父子・寡婦）福祉資金」に改め、同条第 3 号中「母子（寡婦）福祉資金」を「母子（父子・寡婦）福祉資金」に改める。  
 第 1 6 条第 1 項中「母子（寡婦）福祉資金」を「母子（父子・寡婦）福祉資金」に改め、同条第 2 号中「母子（寡婦）福祉資金」を「母子（父子・寡婦）福祉資金」に改め、同条第 3 号中「母子（寡婦）福祉資金」を「母子（父子・寡婦）福祉資金」に改める。  
 第 1 7 条第 1 項中「母子（寡婦）福祉資金」を「母子（父子・寡婦）福祉資金」に改め、同条第 2 号中「母子（寡婦）福祉資金」を「母子（父子・寡婦）福祉資金」に改め、同条第 3 号中「母子（寡婦）福祉資金」を「母子（父子・寡婦）福祉資金」に改める。  
 第 1 8 条第 1 項中「母子（寡婦）福祉資金」を「母子（父子・寡婦）福祉資金」に改め、同条第 2 号中「母子（寡婦）福祉資金」を「母子（父子・寡婦）福祉資金」に改め、同条第 3 号中「母子（寡婦）福祉資金」を「母子（父子・寡婦）福祉資金」に改める。  
 第 2 0 条中「又は児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成 14 年政令第 207 号。以下「平成 14 年改正政令」という。）附則第 4 条第 3 項」を削る。  
 第 2 1 条第 1 項中「又は平成 14 年改正政令附則第 4 条第 5 項」を削り、「母子（寡婦）福祉資金据置期間延長申請書」を「母子（父子・寡婦）福祉資金据置期間延長申請書」に改める。  
 第 2 2 条第 1 号中「修学資金」を「母子修学資金」に改め、同条第 2 号中「技能習得資金」を「母子技能習得資金」に改め、同条第 3 号中「修業資金」を「母子修業資金」に改め、同条第 4 号中「就学支度資金」を「母子就学支度資金」に改める。  
 第 2 4 条第 1 項各号列記以外部分中「又は平成 14 年改正政令附則第 4 条第 8 項」を削り、「母子（寡婦）福祉資金償還金支払猶予申請書」を「母子（父子・寡婦）福祉資金償還金支払猶予申請書」に改め、同項第 2 号中「又は平成 14 年改正政令附則第 4 条第 8 項」を削る。  
 第 2 5 条第 1 項中「母子（寡婦）福祉資金償還方法等変更申請書」を「母子（父子・寡婦）福祉資金償還方法等変更承認通知書」に改め、同条第 2 項中「母子寡婦福祉資金償還方法等変更承認通知書」を「母子（父子・寡婦）福祉資金償還方法等変更承認通知書」に改める。  
 第 2 7 条中「母子（寡婦）福祉資金繰上償還申出書」を「母子（父子・寡婦）福祉資金繰上償還申出書」に改める。  
 第 2 8 条第 1 項中「母子（寡婦）福祉資金違約金徴収免除申請書」を「母子（父子・寡婦）福祉資金違約金徴収免除申請書」に改める。  
 第 3 0 条第 1 項中「母子（寡婦）福祉資金償還免除申請書」を「母子（父子・寡婦）福祉資金償還免除申請書」に改める。  
 第 4 章を第 5 章とする。  
 第 3 3 条の見出し中「規定の」の次に「寡婦福祉資金への」を加え、同条中「第 2 項」を「第 1 項第 3 号及び第 2 項」に、「前条」を「第 3 2 条」に改め、同条の表を次のように改める。

第 2 条第 1 項第 1 号	第 1 3 条第 1 項 扶養している児童（申請者で現に児童を扶養しているものが同時に民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条の規定により 20 歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその 20 歳以上である子その他これに準ずる者を含む。以下「児童」という。）	第 3 2 条第 1 項 民法第 877 条の規定により扶養している 20 歳以上である子その他これに準ずる者（以下「寡婦の被扶養者」という。）
第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 6 号	児童本人	寡婦の被扶養者本人

第 3 条	第 1 4 条	第 3 2 条第 4 項において準用する法第 1 4 条
第 3 条第 4 号	児童	寡婦の被扶養者
	母子世帯証明書	寡婦証明書
第 4 条	第 8 条第 4 項又は第 9 条第 1 項	第 3 7 条第 4 項又は第 3 8 条において準用する政令第 9 条第 1 項
第 5 条第 3 項	母子福祉資金貸付決定通知書	寡婦福祉資金貸付決定通知書
	母子福祉資金貸付不承認通知書	寡婦福祉資金貸付不承認通知書
第 6 条第 1 項	母子福祉資金借用書	寡婦福祉資金借用書
第 6 条第 1 項 第 1 号	母子修学資金	寡婦修学資金
	母子修業資金	寡婦修業資金
	母子就職支度資金又は母子就学支度資金	又は寡婦就学支度資金
第 7 条第 1 項	母子修学資金	寡婦修学資金
	母子技能習得資金	寡婦技能習得資金
	母子修業資金	寡婦修業資金
	母子生活資金	寡婦生活資金
第 7 条第 3 項	母子技能習得資金	寡婦技能習得資金
第 8 条第 1 項	母子事業開始資金	寡婦事業開始資金
	母子事業継続資金	寡婦事業継続資金
	母子住宅資金	寡婦住宅資金
	母子技能習得資金	寡婦技能習得資金
	母子修業資金	寡婦修業資金
	母子就職支度資金	寡婦就職支度資金
	母子医療介護資金	寡婦医療介護資金
	母子転宅資金	寡婦転宅資金
	母子結婚資金	寡婦結婚資金
第 9 条第 3 項	母子福祉資金貸付金額増額承認通知書	寡婦福祉資金貸付金額増額承認通知書
	母子福祉資金貸付金額増額不承認通知書	寡婦福祉資金貸付金額増額不承認通知書
第 1 0 条第 2 項	母子福祉資金貸付減額決定通知書	寡婦福祉資金貸付減額決定通知書
第 1 1 条第 1 項	第 1 3 条第 3 項	第 3 2 条第 2 項
	児童	寡婦の被扶養者
第 1 1 条第 1 項 第 3 号	第 5 条第 2 項	第 3 3 条第 2 項
第 1 1 条第 2 項	母子福祉資金貸付継続決定通知書	寡婦福祉資金貸付継続決定通知書
	母子福祉資金貸付継続不承認通知書	寡婦福祉資金貸付継続不承認通知書
第 1 2 条第 3 号	母子修学資金	寡婦修学資金
	児童	寡婦の被扶養者
第 1 2 条第 5 号	母子事業開始資金	寡婦事業開始資金
	母子事業継続資金	寡婦事業継続資金
第 1 3 条第 4 号	第 1 4 条	第 3 2 条第 4 項において準用する法第 1 4 条
第 1 4 条第 2 項	母子福祉資金連帯保証人変更承認通知書	寡婦福祉資金連帯保証人変更承認通知書
	母子福祉資金連帯保証人変更不承認通知書	寡婦福祉資金連帯保証人変更不承認通知書
第 1 5 条第 1 項	児童本人	寡婦の被扶養者本人

第 1 7 条第 2 項	母子修学資金	寡婦修学資金
第 1 8 条第 1 項	第 1 2 条	第 3 8 条において準用する政令第 1 2 条
第 1 8 条第 3 項	母子福祉資金貸付停止通知書	寡婦福祉資金貸付停止通知書
第 1 9 条第 2 項	母子福祉資金貸付決定取消通知書	寡婦福祉資金貸付決定取消通知書
第 2 0 条	第 8 条	第 3 7 条
第 2 1 条第 1 項	第 8 条第 5 項	第 3 7 条第 5 項
第 2 1 条第 2 項	母子福祉資金据置期間延長承認通知書	寡婦福祉資金据置期間延長承認通知書
	母子福祉資金据置期間延長不承認通知書	寡婦福祉資金据置期間延長不承認通知書
第 2 2 条第 1 号	母子修学資金	寡婦修学資金
第 2 2 条第 2 号	母子技能習得資金	寡婦技能習得資金
第 2 2 条第 3 号	母子修業資金	寡婦修業資金
第 2 2 条第 4 号	母子就学支度資金	寡婦就学支度資金
第 2 4 条第 1 項	第 1 9 条第 1 項	第 3 8 条において準用する政令第 1 9 条第 1 項
第 2 4 条第 1 項第 1 号	第 1 9 条第 1 項第 1 号	第 3 8 条において準用する政令第 1 9 条第 1 項第 1 号
第 2 4 条第 1 項第 2 号	第 1 9 条第 1 項第 2 号	第 3 8 条において準用する政令第 1 9 条第 1 項第 2 号
第 2 4 条第 2 項	母子福祉資金支払猶予承認通知書	寡婦福祉資金支払猶予承認通知書
	母子福祉資金支払猶予不承認通知書	寡婦福祉資金支払猶予不承認通知書
第 2 7 条	第 8 条第 3 項	第 3 7 条第 3 項
第 2 8 条第 1 項	第 1 7 条ただし書	第 3 8 条において準用する政令第 1 7 条ただし書
第 2 8 条第 2 項	母子福祉資金違約金徴収免除承認通知書	寡婦福祉資金違約金徴収免除承認通知書
	母子福祉資金違約金徴収免除不承認通知書	寡婦福祉資金違約金徴収免除不承認通知書
第 2 9 条	第 1 6 条	第 3 8 条において準用する政令第 1 6 条
	母子福祉資金貸付金	寡婦福祉資金貸付金
	母子福祉資金一時償還請求書	寡婦福祉資金一時償還請求書
第 3 0 条第 1 項	第 1 5 条	第 3 2 条第 5 項において準用する法第 1 5 条
第 3 2 条	母子福祉資金償還完了通知書	寡婦福祉資金償還完了通知書
<p>第 3 章を第 4 章とし、第 2 章の次に次の 1 章を加える。</p> <p>第 3 章 父子福祉資金                  (母子福祉資金の貸付けに関する規定の父子福祉資金への準用)                  第 3 2 条の 2 第 2 条(第 2 項を除く。)、第 3 条から第 5 条まで、第 6 条(第 1 項第 2 号を除く。)                  及び第 7 条から前条までの規定は、父子福祉資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第 2 条第 1 項	第 1 3 条第 1 項	第 3 1 条の 6 第 1 項
第 3 条	第 1 4 条	第 3 1 条の 6 第 4 項において準用する

		法第 1 4 条
第 3 条第 4 号	配偶者のない女子 母子世帯証明書	配偶者のない男子 父子世帯証明書
第 5 条第 3 項	母子福祉資金貸付決定通知書 母子福祉資金貸付不承認通知書	父子福祉資金貸付決定通知書 父子福祉資金貸付不承認通知書
第 6 条第 1 項	母子福祉資金借用書	父子福祉資金借用書
第 6 条第 1 項 第 1 号	母子修学資金 母子修業資金 母子就職支度資金 母子就学支度資金	父子修学資金 父子修業資金 父子就職支度資金 父子就学支度資金
第 7 条第 1 項	母子修学資金 母子技能習得資金 母子修業資金 母子生活資金	父子修学資金 父子技能習得資金 父子修業資金 父子生活資金
第 7 条第 3 項	母子技能習得資金	父子技能習得資金
第 8 条第 1 項	母子事業開始資金 母子事業継続資金 母子住宅資金 母子技能習得資金 母子修業資金 母子就職支度資金 母子医療介護資金 母子転宅資金 母子結婚資金	父子事業開始資金 父子事業継続資金 父子住宅資金 父子技能習得資金 父子修業資金 父子就職支度資金 父子医療介護資金 父子転宅資金 父子結婚資金
第 9 条第 3 項	母子福祉資金貸付金額増額承認通知書 母子福祉資金貸付金額増額不承認通知書	父子福祉資金貸付金額増額承認通知書 父子福祉資金貸付金額増額不承認通知書
第 1 0 条第 2 項	母子福祉資金貸付減額決定通知書	父子福祉資金貸付減額決定通知書
第 1 1 条第 1 項	第 1 3 条第 3 項	第 3 1 条の 6 第 3 項
第 1 1 条第 1 項 第 3 号	第 5 条第 2 項	第 3 1 条の 3 第 2 項
第 1 1 条第 2 項	母子福祉資金貸付継続決定通知書 母子福祉資金貸付継続不承認通知書	父子福祉資金貸付継続決定通知書 父子福祉資金貸付継続不承認通知書
第 1 2 条第 3 号	母子修学資金	父子修学資金
第 1 2 条第 5 号	母子事業開始資金 母子事業継続資金	父子事業開始資金 父子事業継続資金
第 1 3 条第 4 号	第 1 4 条	第 3 1 条の 6 第 4 項において準用する 法第 1 4 条
第 1 4 条第 2 項	母子福祉資金連帯保証人変更承認通知書 母子福祉資金連帯保証人変更不承認通知書	父子福祉資金連帯保証人変更承認通知書 父子福祉資金連帯保証人変更不承認通知書
第 1 7 条第 2 項	母子修学資金	父子修学資金

第 1 8 条 第 1 項	第 1 2 条	第 3 1 条 の 7 に お い て 準 用 す る 政 令 第 1 2 条
第 1 8 条 第 3 項	母子福祉資金貸付停止通知書	父子福祉資金貸付停止通知書
第 1 9 条 第 2 項	母子福祉資金貸付決定取消通知書	父子福祉資金貸付決定取消通知書
第 2 0 条	第 8 条	第 3 1 条 の 6
第 2 1 条 第 1 項	第 8 条 第 5 項	第 3 1 条 の 6 第 5 項
第 2 1 条 第 2 項	母子福祉資金据置期間延長承認通知書	父子福祉資金据置期間延長承認通知書
	母子福祉資金据置期間延長不承認通知書	父子福祉資金据置期間延長不承認通知書
第 2 2 条 第 1 号	母子修学資金	父子修学資金
第 2 2 条 第 2 号	母子技能習得資金	父子技能習得資金
第 2 2 条 第 3 号	母子修業資金	父子修業資金
第 2 2 条 第 4 号	母子就学支度資金	父子就学支度資金
第 2 4 条 第 1 項	第 1 9 条 第 1 項	第 3 1 条 の 7 に お い て 準 用 す る 政 令 第 1 9 条 第 1 項
第 2 4 条 第 1 項 第 1 号	第 1 9 条 第 1 項 第 1 号	第 3 1 条 の 7 に お い て 準 用 す る 政 令 第 1 9 条 第 1 項 第 1 号
第 2 4 条 第 1 項 第 2 号	第 1 9 条 第 1 項 第 2 号	第 3 1 条 の 7 に お い て 準 用 す る 政 令 第 1 9 条 第 1 項 第 2 号
第 2 4 条 第 2 項	母子福祉資金支払猶予承認通知書	父子福祉資金支払猶予承認通知書
	母子福祉資金支払猶予不承認通知書	父子福祉資金支払猶予不承認通知書
第 2 7 条	第 8 条 第 3 項	第 3 1 条 の 6 第 3 項
第 2 8 条 第 1 項	第 1 7 条 た だ し 書	第 3 1 条 の 7 に お い て 準 用 す る 政 令 第 1 7 条 た だ し 書
第 2 8 条 第 2 項	母子福祉資金違約金徴収免除承認通知書	父子福祉資金違約金徴収免除承認通知書
	母子福祉資金違約金徴収免除不承認通知書	父子福祉資金違約金徴収免除不承認通知書
第 2 9 条	第 1 6 条	第 3 1 条 の 7 に お い て 準 用 す る 政 令 第 1 6 条
	母子福祉資金貸付金	父子福祉資金貸付金
	母子福祉資金一時償還請求書	父子福祉資金一時償還請求書
第 3 0 条 第 1 項	第 1 5 条	第 3 1 条 の 6 第 5 項 に お い て 準 用 す る 法 第 1 5 条
第 3 2 条	母子福祉資金償還完了通知書	父子福祉資金償還完了通知書

別表を次のように改める。

別表（第 3 4 条 関 係）

書類	様式
母子（父子・寡婦）福祉資金貸付申請書	別記第 1 号様式
母子・父子福祉団体貸付申請書	別記第 2 号様式
福祉事務所長の意見書（被保護者用）	別記第 3 号様式

家計の状況調べ	別記第4号様式
法定代理人の貸付同意書	別記第5号様式
母子世帯証明書	別記第6号様式その1
父子世帯証明書	別記第6号様式その2
寡婦証明書	別記第6号様式その3
母子福祉資金貸付決定通知書	別記第7号様式その1
父子福祉資金貸付決定通知書	別記第7号様式その2
寡婦福祉資金貸付決定通知書	別記第7号様式その3
母子福祉資金貸付不承認通知書	別記第8号様式その1
父子福祉資金貸付不承認通知書	別記第8号様式その2
寡婦福祉資金貸付不承認通知書	別記第8号様式その3
母子福祉資金借用書	別記第9号様式その1
父子福祉資金借用書	別記第9号様式その2
寡婦福祉資金借用書	別記第9号様式その3
母子（父子・寡婦）福祉資金事業等完了届	別記第10号様式
母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金額増額申請書	別記第11号様式
母子福祉資金貸付金額増額承認通知書	別記第12号様式その1
父子福祉資金貸付金額増額承認通知書	別記第12号様式その2
寡婦福祉資金貸付金額増額承認通知書	別記第12号様式その3
母子福祉資金貸付金額増額不承認通知書	別記第13号様式その1
父子福祉資金貸付金額増額不承認通知書	別記第13号様式その2
寡婦福祉資金貸付金額増額不承認通知書	別記第13号様式その3
母子福祉資金貸付金額減額決定通知書	別記第14号様式その1
父子福祉資金貸付金額減額決定通知書	別記第14号様式その2
寡婦福祉資金貸付金額減額決定通知書	別記第14号様式その3
母子（父子・寡婦）福祉資金貸付継続申請書	別記第15号様式
母子福祉資金貸付継続決定通知書	別記第16号様式その1
父子福祉資金貸付継続決定通知書	別記第16号様式その2
寡婦福祉資金貸付継続決定通知書	別記第16号様式その3
母子福祉資金貸付継続不承認通知書	別記第17号様式その1
父子福祉資金貸付継続不承認通知書	別記第17号様式その2
寡婦福祉資金貸付継続不承認通知書	別記第17号様式その3
住所、氏名、振込金融機関変更届	別記第18号様式
死亡届（債務承認書）	別記第19号様式
休学、復学届	別記第20号様式
母子（父子・寡婦）福祉資金償還金口座振替変更廃止届	別記第21号様式
事業休止、廃止、変更届	別記第22号様式
母子（父子・寡婦）福祉資金連帯保証人変更申請書	別記第23号様式
母子福祉資金連帯保証人変更承認通知書	別記第24号様式その1
父子福祉資金連帯保証人変更承認通知書	別記第24号様式その2
寡婦福祉資金連帯保証人変更承認通知書	別記第24号様式その3
母子福祉資金連帯保証人変更不承認通知書	別記第25号様式その1
父子福祉資金連帯保証人変更不承認通知書	別記第25号様式その2
寡婦福祉資金連帯保証人変更不承認通知書	別記第25号様式その3
母子（父子・寡婦）福祉資金在学等届	別記第26号様式その1
母子（父子・寡婦）福祉資金在学等届（生活資金用）	別記第26号様式その2
母子（父子・寡婦）福祉資金貸付辞退申出書	別記第27号様式
母子（父子・寡婦）福祉資金資格喪失届	別記第28号様式
母子福祉資金貸付停止通知書	別記第29号様式その1
父子福祉資金貸付停止通知書	別記第29号様式その2

寡婦福祉資金貸付停止通知書	別記第 2 9 号様式その 3
母子福祉資金貸付決定取消通知書	別記第 3 0 号様式その 1
父子福祉資金貸付決定取消通知書	別記第 3 0 号様式その 2
寡婦福祉資金貸付決定取消通知書	別記第 3 0 号様式その 3
母子（父子・寡婦）福祉資金据置期間延長申請書	別記第 3 1 号様式
母子福祉資金据置期間延長承認通知書	別記第 3 2 号様式その 1
父子福祉資金据置期間延長承認通知書	別記第 3 2 号様式その 2
寡婦福祉資金据置期間延長承認通知書	別記第 3 2 号様式その 3
母子福祉資金据置期間延長不承認通知書	別記第 3 3 号様式その 1
父子福祉資金据置期間延長不承認通知書	別記第 3 3 号様式その 2
寡婦福祉資金据置期間延長不承認通知書	別記第 3 3 号様式その 3
母子（父子・寡婦）福祉資金償還金支払猶予申請書	別記第 3 4 号様式
母子福祉資金支払猶予承認通知書	別記第 3 5 号様式その 1
父子福祉資金支払猶予承認通知書	別記第 3 5 号様式その 2
寡婦福祉資金支払猶予承認通知書	別記第 3 5 号様式その 3
母子福祉資金支払猶予不承認通知書	別記第 3 6 号様式その 1
父子福祉資金支払猶予不承認通知書	別記第 3 6 号様式その 2
寡婦福祉資金支払猶予不承認通知書	別記第 3 6 号様式その 3
母子（父子・寡婦）福祉資金償還方法等変更申請書	別記第 3 7 号様式
母子（父子・寡婦）福祉資金償還方法等変更承認通知書	別記第 3 8 号様式
母子（父子・寡婦）福祉資金償還方法等変更不承認通知書	別記第 3 9 号様式
母子（父子・寡婦）福祉資金繰上償還申出書	別記第 4 0 号様式
母子（父子・寡婦）福祉資金違約金徴収免除申請書	別記第 4 1 号様式
母子福祉資金違約金徴収免除承認通知書	別記第 4 2 号様式その 1
父子福祉資金違約金徴収免除承認通知書	別記第 4 2 号様式その 2
寡婦福祉資金違約金徴収免除承認通知書	別記第 4 2 号様式その 3
母子福祉資金違約金徴収免除不承認通知書	別記第 4 3 号様式その 1
父子福祉資金違約金徴収免除不承認通知書	別記第 4 3 号様式その 2
寡婦福祉資金違約金徴収免除不承認通知書	別記第 4 3 号様式その 3
母子福祉資金一時償還請求書	別記第 4 4 号様式その 1
父子福祉資金一時償還請求書	別記第 4 4 号様式その 2
寡婦福祉資金一時償還請求書	別記第 4 4 号様式その 3
母子（父子・寡婦）福祉資金償還免除申請書	別記第 4 5 号様式
督促状	別記第 4 6 号様式
催告状	別記第 4 7 号様式
母子福祉資金償還完了通知書	別記第 4 8 号様式その 1
父子福祉資金償還完了通知書	別記第 4 8 号様式その 2
寡婦福祉資金償還完了通知書	別記第 4 8 号様式その 3

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式を次のように改める。



別記第1号様式

市町村 年月日	※ 年月日	県受付 年月日	* 年月日	受付番号 *	管理番号 *	申請金額	① 申請日 年月日	貸付番号 *	② 申請日 年月日	貸付金額	③ 申請日 年月日	④ 申請日 年月日	⑤ 申請日 年月日	⑥ 申請日 年月日	⑦ 申請日 年月日	⑧ 申請日 年月日	⑨ 申請日 年月日	⑩ 申請日 年月日	⑪ 申請日 年月日	⑫ 申請日 年月日	⑬ 申請日 年月日	⑭ 申請日 年月日	⑮ 申請日 年月日	⑯ 申請日 年月日	⑰ 申請日 年月日	⑱ 申請日 年月日	⑲ 申請日 年月日	⑳ 申請日 年月日	㉑ 申請日 年月日	㉒ 申請日 年月日	㉓ 申請日 年月日	㉔ 申請日 年月日	㉕ 申請日 年月日	㉖ 申請日 年月日	㉗ 申請日 年月日	㉘ 申請日 年月日	㉙ 申請日 年月日	㉚ 申請日 年月日	㉛ 申請日 年月日	㉜ 申請日 年月日	㉝ 申請日 年月日	㉞ 申請日 年月日	㉟ 申請日 年月日	㊱ 申請日 年月日	㊲ 申請日 年月日	㊳ 申請日 年月日	㊴ 申請日 年月日	㊵ 申請日 年月日	㊶ 申請日 年月日	㊷ 申請日 年月日	㊸ 申請日 年月日	㊹ 申請日 年月日	㊺ 申請日 年月日	㊻ 申請日 年月日	㊼ 申請日 年月日	㊽ 申請日 年月日	㊾ 申請日 年月日	㊿ 申請日 年月日																															
熊本県知事様 関係書類を添えて、母子(父子・寡婦)福祉資金(資金)の貸付申請をいたします。 ② 申請者氏名 印 連帯借主の氏名 印 ③ 連帯保証人氏名 印 連帯保証人氏名 印 連帯保証人氏名 印 この借入れについて、連帯して債務を負担いたします。										母子(父子・寡婦)福祉資金貸付申請書 ① 申請日 年月日 ② 申請日 年月日 ③ 申請日 年月日 ④ 申請日 年月日 ⑤ 申請日 年月日 ⑥ 申請日 年月日 ⑦ 申請日 年月日 ⑧ 申請日 年月日 ⑨ 申請日 年月日 ⑩ 申請日 年月日 ⑪ 申請日 年月日 ⑫ 申請日 年月日 ⑬ 申請日 年月日 ⑭ 申請日 年月日 ⑮ 申請日 年月日 ⑯ 申請日 年月日 ⑰ 申請日 年月日 ⑱ 申請日 年月日 ⑲ 申請日 年月日 ⑳ 申請日 年月日 ㉑ 申請日 年月日 ㉒ 申請日 年月日 ㉓ 申請日 年月日 ㉔ 申請日 年月日 ㉕ 申請日 年月日 ㉖ 申請日 年月日 ㉗ 申請日 年月日 ㉘ 申請日 年月日 ㉙ 申請日 年月日 ㉚ 申請日 年月日 ㉛ 申請日 年月日 ㉜ 申請日 年月日 ㉝ 申請日 年月日 ㉞ 申請日 年月日 ㉟ 申請日 年月日 ㊱ 申請日 年月日 ㊲ 申請日 年月日 ㊳ 申請日 年月日 ㊴ 申請日 年月日 ㊵ 申請日 年月日 ㊶ 申請日 年月日 ㊷ 申請日 年月日 ㊸ 申請日 年月日 ㊹ 申請日 年月日 ㊺ 申請日 年月日 ㊻ 申請日 年月日 ㊼ 申請日 年月日 ㊽ 申請日 年月日 ㊾ 申請日 年月日 ㊿ 申請日 年月日										申請者 フリガナ ④ 氏名 住所 ③ 住所 勤務先・学校名等 ⑩ 勤務先・学校等の住所 ⑪ 勤務先・学校等の住所 ⑫ 勤務先・学校等の住所 ⑬ 勤務先・学校等の住所 ⑭ 勤務先・学校等の住所 ⑮ 勤務先・学校等の住所 ⑯ 勤務先・学校等の住所 ⑰ 勤務先・学校等の住所 ⑱ 勤務先・学校等の住所 ⑲ 勤務先・学校等の住所 ⑳ 勤務先・学校等の住所 ㉑ 勤務先・学校等の住所 ㉒ 勤務先・学校等の住所 ㉓ 勤務先・学校等の住所 ㉔ 勤務先・学校等の住所 ㉕ 勤務先・学校等の住所 ㉖ 勤務先・学校等の住所 ㉗ 勤務先・学校等の住所 ㉘ 勤務先・学校等の住所 ㉙ 勤務先・学校等の住所 ㉚ 勤務先・学校等の住所 ㉛ 勤務先・学校等の住所 ㉜ 勤務先・学校等の住所 ㉝ 勤務先・学校等の住所 ㉞ 勤務先・学校等の住所 ㉟ 勤務先・学校等の住所 ㊱ 勤務先・学校等の住所 ㊲ 勤務先・学校等の住所 ㊳ 勤務先・学校等の住所 ㊴ 勤務先・学校等の住所 ㊵ 勤務先・学校等の住所 ㊶ 勤務先・学校等の住所 ㊷ 勤務先・学校等の住所 ㊸ 勤務先・学校等の住所 ㊹ 勤務先・学校等の住所 ㊺ 勤務先・学校等の住所 ㊻ 勤務先・学校等の住所 ㊼ 勤務先・学校等の住所 ㊽ 勤務先・学校等の住所 ㊾ 勤務先・学校等の住所 ㊿ 勤務先・学校等の住所										連帯保証人の状況 ① 連帯保証人氏名 ② 連帯保証人氏名 ③ 連帯保証人氏名 ④ 連帯保証人氏名 ⑤ 連帯保証人氏名 ⑥ 連帯保証人氏名 ⑦ 連帯保証人氏名 ⑧ 連帯保証人氏名 ⑨ 連帯保証人氏名 ⑩ 連帯保証人氏名 ⑪ 連帯保証人氏名 ⑫ 連帯保証人氏名 ⑬ 連帯保証人氏名 ⑭ 連帯保証人氏名 ⑮ 連帯保証人氏名 ⑯ 連帯保証人氏名 ⑰ 連帯保証人氏名 ⑱ 連帯保証人氏名 ⑲ 連帯保証人氏名 ⑳ 連帯保証人氏名 ㉑ 連帯保証人氏名 ㉒ 連帯保証人氏名 ㉓ 連帯保証人氏名 ㉔ 連帯保証人氏名 ㉕ 連帯保証人氏名 ㉖ 連帯保証人氏名 ㉗ 連帯保証人氏名 ㉘ 連帯保証人氏名 ㉙ 連帯保証人氏名 ㉚ 連帯保証人氏名 ㉛ 連帯保証人氏名 ㉜ 連帯保証人氏名 ㉝ 連帯保証人氏名 ㉞ 連帯保証人氏名 ㉟ 連帯保証人氏名 ㊱ 連帯保証人氏名 ㊲ 連帯保証人氏名 ㊳ 連帯保証人氏名 ㊴ 連帯保証人氏名 ㊵ 連帯保証人氏名 ㊶ 連帯保証人氏名 ㊷ 連帯保証人氏名 ㊸ 連帯保証人氏名 ㊹ 連帯保証人氏名 ㊺ 連帯保証人氏名 ㊻ 連帯保証人氏名 ㊼ 連帯保証人氏名 ㊽ 連帯保証人氏名 ㊾ 連帯保証人氏名 ㊿ 連帯保証人氏名										借主 ① 借主氏名 ② 借主住所 ③ 借主住所 ④ 借主住所 ⑤ 借主住所 ⑥ 借主住所 ⑦ 借主住所 ⑧ 借主住所 ⑨ 借主住所 ⑩ 借主住所 ⑪ 借主住所 ⑫ 借主住所 ⑬ 借主住所 ⑭ 借主住所 ⑮ 借主住所 ⑯ 借主住所 ⑰ 借主住所 ⑱ 借主住所 ⑲ 借主住所 ⑳ 借主住所 ㉑ 借主住所 ㉒ 借主住所 ㉓ 借主住所 ㉔ 借主住所 ㉕ 借主住所 ㉖ 借主住所 ㉗ 借主住所 ㉘ 借主住所 ㉙ 借主住所 ㉚ 借主住所 ㉛ 借主住所 ㉜ 借主住所 ㉝ 借主住所 ㉞ 借主住所 ㉟ 借主住所 ㊱ 借主住所 ㊲ 借主住所 ㊳ 借主住所 ㊴ 借主住所 ㊵ 借主住所 ㊶ 借主住所 ㊷ 借主住所 ㊸ 借主住所 ㊹ 借主住所 ㊺ 借主住所 ㊻ 借主住所 ㊼ 借主住所 ㊽ 借主住所 ㊾ 借主住所 ㊿ 借主住所										金融機関 ① 金融機関名称 ② 支店名 ③ 支店名 ④ 支店名 ⑤ 支店名 ⑥ 支店名 ⑦ 支店名 ⑧ 支店名 ⑨ 支店名 ⑩ 支店名 ⑪ 支店名 ⑫ 支店名 ⑬ 支店名 ⑭ 支店名 ⑮ 支店名 ⑯ 支店名 ⑰ 支店名 ⑱ 支店名 ⑲ 支店名 ⑳ 支店名 ㉑ 支店名 ㉒ 支店名 ㉓ 支店名 ㉔ 支店名 ㉕ 支店名 ㉖ 支店名 ㉗ 支店名 ㉘ 支店名 ㉙ 支店名 ㉚ 支店名 ㉛ 支店名 ㉜ 支店名 ㉝ 支店名 ㉞ 支店名 ㉟ 支店名 ㊱ 支店名 ㊲ 支店名 ㊳ 支店名 ㊴ 支店名 ㊵ 支店名 ㊶ 支店名 ㊷ 支店名 ㊸ 支店名 ㊹ 支店名 ㊺ 支店名 ㊻ 支店名 ㊼ 支店名 ㊽ 支店名 ㊾ 支店名 ㊿ 支店名										貸付金の種類 ① 貸付金種類 ② 貸付金種類 ③ 貸付金種類 ④ 貸付金種類 ⑤ 貸付金種類 ⑥ 貸付金種類 ⑦ 貸付金種類 ⑧ 貸付金種類 ⑨ 貸付金種類 ⑩ 貸付金種類 ⑪ 貸付金種類 ⑫ 貸付金種類 ⑬ 貸付金種類 ⑭ 貸付金種類 ⑮ 貸付金種類 ⑯ 貸付金種類 ⑰ 貸付金種類 ⑱ 貸付金種類 ⑲ 貸付金種類 ⑳ 貸付金種類 ㉑ 貸付金種類 ㉒ 貸付金種類 ㉓ 貸付金種類 ㉔ 貸付金種類 ㉕ 貸付金種類 ㉖ 貸付金種類 ㉗ 貸付金種類 ㉘ 貸付金種類 ㉙ 貸付金種類 ㉚ 貸付金種類 ㉛ 貸付金種類 ㉜ 貸付金種類 ㉝ 貸付金種類 ㉞ 貸付金種類 ㉟ 貸付金種類 ㊱ 貸付金種類 ㊲ 貸付金種類 ㊳ 貸付金種類 ㊴ 貸付金種類 ㊵ 貸付金種類 ㊶ 貸付金種類 ㊷ 貸付金種類 ㊸ 貸付金種類 ㊹ 貸付金種類 ㊺ 貸付金種類 ㊻ 貸付金種類 ㊼ 貸付金種類 ㊽ 貸付金種類 ㊾ 貸付金種類 ㊿ 貸付金種類										資金コード ① 資金コード ② 資金コード ③ 資金コード ④ 資金コード ⑤ 資金コード ⑥ 資金コード ⑦ 資金コード ⑧ 資金コード ⑨ 資金コード ⑩ 資金コード ⑪ 資金コード ⑫ 資金コード ⑬ 資金コード ⑭ 資金コード ⑮ 資金コード ⑯ 資金コード ⑰ 資金コード ⑱ 資金コード ⑲ 資金コード ⑳ 資金コード ㉑ 資金コード ㉒ 資金コード ㉓ 資金コード ㉔ 資金コード ㉕ 資金コード ㉖ 資金コード ㉗ 資金コード ㉘ 資金コード ㉙ 資金コード ㉚ 資金コード ㉛ 資金コード ㉜ 資金コード ㉝ 資金コード ㉞ 資金コード ㉟ 資金コード ㊱ 資金コード ㊲ 資金コード ㊳ 資金コード ㊴ 資金コード ㊵ 資金コード ㊶ 資金コード ㊷ 資金コード ㊸ 資金コード ㊹ 資金コード ㊺ 資金コード ㊻ 資金コード ㊼ 資金コード ㊽ 資金コード ㊾ 資金コード ㊿ 資金コード										特例加算 ① 特例加算 ② 特例加算 ③ 特例加算 ④ 特例加算 ⑤ 特例加算 ⑥ 特例加算 ⑦ 特例加算 ⑧ 特例加算 ⑨ 特例加算 ⑩ 特例加算 ⑪ 特例加算 ⑫ 特例加算 ⑬ 特例加算 ⑭ 特例加算 ⑮ 特例加算 ⑯ 特例加算 ⑰ 特例加算 ⑱ 特例加算 ⑲ 特例加算 ⑳ 特例加算 ㉑ 特例加算 ㉒ 特例加算 ㉓ 特例加算 ㉔ 特例加算 ㉕ 特例加算 ㉖ 特例加算 ㉗ 特例加算 ㉘ 特例加算 ㉙ 特例加算 ㉚ 特例加算 ㉛ 特例加算 ㉜ 特例加算 ㉝ 特例加算 ㉞ 特例加算 ㉟ 特例加算 ㊱ 特例加算 ㊲ 特例加算 ㊳ 特例加算 ㊴ 特例加算 ㊵ 特例加算 ㊶ 特例加算 ㊷ 特例加算 ㊸ 特例加算 ㊹ 特例加算 ㊺ 特例加算 ㊻ 特例加算 ㊼ 特例加算 ㊽ 特例加算 ㊾ 特例加算 ㊿ 特例加算									

(注意)裏面も記入してください。

別記第1号様式 裏面

氏名	性別	続柄	生年月日(才)	勤務先、学校名等	月収	同居別居
		本人	( )			同
			( )			
			( )			
			( )			
			( )			
			( )			
			( )			
			( )			
⑤母子(父子・寡婦)となった年月日				年 月 日		
⑥母子会への加入状況			0 未加入 1 加入	(年 月)から		
⑦母子(父子)世帯類型(母子(父子)世帯の場合○をつけること)						
01死亡(病死) 02死亡(交通事故) 03死亡(その他) 04離婚(法律婚、事実婚)						
05遺棄 06未婚の母(父) 07父(母)が生死不明 08その他(父(母)が障害、拘禁、その他)						
⑧ 寡婦世帯類型(寡婦の場合○をつけること)						
51 子を扶養している寡婦	52 子を扶養していない寡婦					
53 子を扶養していない準寡婦	54 子を扶養していない準寡婦					
⑨ 児童扶養手当の受給状況			1 手当を受給している(番号)			
			2 受給していない			
⑩ 遺族年金の受給状況			1 手当を受給している			
			2 受給していない			

上記のとおり相違ありません。

年 月 日  
市福祉事務所長  
町 村 長

印

(申請者の方への注意事項)

- 貸付けの申請をされる方は、この注意事項をよく読んでから記入してください。分からない点があれば、市町村役場の窓口におたずねください。
- 「\*」又は「あみかけがある部分」を除き、全項目について記入してください。記入の際は、ボールペンではっきりと丁寧に記入してください。
- ①「申請日」は、この申請書を市町村窓口へ提出した日を記入してください。
- ②「連帯借主の氏名」は、母(父・寡婦)が、母子(父子・寡婦)就学支度資金(寡婦)修業資金、母子(父子・寡婦)就職支度資金又は母子(父子・寡婦)就学支度資金の借入れを受ける場合に、この借入れで入学をすることになる児童の氏名を記入してください。申請者が児童本人の場合は、記入不要です(申請者が児童本人の場合は、法定代理人の同意が必要となりますので、「法定代理人の貸付同意書」を別途提出してください)。
- ⑤「受給者区分」は、申請者が母(父・寡婦)の場合「1」を、児童が申請者である場合は「2」を○で囲んでください。
- ⑧「住所」は、宇名、番地、アパート名等を省略せずに正確に記入してください。
- ⑨「職業、勤務先、学校等」は、会社等にお勤めの方は、会社名、支店名、所属課名等を記入してください。お店などを営業されている方は、業種、店の名前等を記入してください。学校等へ通学されている方は、学校等の名称を記入してください。
- ⑩～⑭は、母子(父子・寡婦)修業資金、母子(父子・寡婦)修業資金、母子(父子・寡婦)就職支度資金、母子(父子・寡婦)就学支度資金を申請される方は、この借入れで入学等をする児童の状況を記入してください。申請者が児童本人の場合は記入不要です。
- ⑯「金融機関」は、貸付金を払い込む口座ですから、正確に記入してください。また返済時には、返済金を引き落とす口座ともなります。(改めて手続きが必要となります)。
- ⑰「他の借入金の状況」は、この貸付以外に借金がある場合、その内容を記入してください。(児童本人が申請者の場合は、連帯保証人である母(父)の状況を記入してください。)
- ⑱「償還方法」は、どのような方法で返済するのか記入してください。年賦、半年賦の場合は、何月に返すのか記入してください。
- ⑳「払込方法」は、納入通知書により銀行などの窓口で支払う方法と、銀行口座から引き落とす方法がありますので、どちらかを○で囲んでください。
- ㉑～㉓は、保証人の状況を記入してください。
- ㉔～㉖は、児童本人が申請者となっている場合は、その児童が属する世帯の状況を記入してください。
- ㉗「母子(父子)世帯類型」は、なぜ母子(父子)世帯になったのかその理由に○をつけてください。
- ㉘「寡婦世帯類型」は、寡婦の方のみ記入してください。
- この申請書のほかに、戸籍謄本、住民票、所得証明書、家計の状況調べ、その他資金により添付書類が必要ですので窓口におたずねください。
- この申請書、添付書類等の内容が真実と違うことがわかった場合、貸付決定を取消すことがあります。

別記第2号様式

母子・父子福祉団体貸付申請書		受付番号		管理番号	受付番号
受付年月日	年月日	母子(父子・寡婦)福祉資金(資金)の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。			
平成	年	月	日	主たる事務所の所在地 ふりがな 法人の名称 ふりがな 代表者氏名	
熊本県知事 様		印			
申込金額	円	貸付資金	円	資金	円
資金の種類	※ 決	資金の種類	資金	年	資金
償還の方法及び期間	年	償還の方法及び期間	年	年賦	半年賦
据置期間	年	備考			
法人の設立許可及び登記	許可	年	月	日	登記
事業場の所在地					
事業の種類					
事業場の使用人員	法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に児童を扶養しているもの	法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に児童を扶養しているもの	人(うち男子	人)	計
上欄の事業にその他の者を使用时はその理由	法第6条第4項に規定する寡婦	人	人	人	人

別記第3号様式中「採算可能性等」を「採算可能性等」に改める。

理事の氏名及び住所等	貸付けを受けようとする事業に使用されている者のうち、法第6条第2項に規定する配偶者のない女子若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの又は法第5条第4項に規定する寡婦の氏名、住所及び家族の状況	
氏名	氏名	住所
男女の別	有無	配偶者(生別、死別の別)
生年月日	生年月日	生年月日
職業及び収入年額	職業及び収入年額	職業及び収入年額
主な資産及び負債	主な資産及び負債	主な資産及び負債



別記第 7 号様式その 2 を別記第 7 号様式その 3 とし、別記第 7 号様式その 1 の次に次の 1 様式を加える。

別記第 7 号様式その 2

第 号  
年 月 日

様

熊本県知事

### 父子福祉資金貸付決定通知書

先に申請のありました父子福祉資金の貸付けについては、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、借用書に必要事項を記入し、実印を押印のうえ印鑑証明を添付して提出してください。

- |   |            |   |     |       |
|---|------------|---|-----|-------|
|   |            |   |     | 記     |
| 1 | 資金種類       |   |     | 資金    |
| 2 | 貸付決定番号     | 第 |     | 号     |
| 3 | 貸付決定金額     | 金 |     | 円     |
| 4 | 貸付期間       |   |     |       |
|   |            | 年 | 月から | 年 月まで |
| 5 | 償還期間       |   |     |       |
|   |            | 年 | 月から | 年 月まで |
| 6 | 償還方法       |   |     |       |
| 7 | 1 回当たりの償還額 |   |     |       |
|   | 金          |   |     | 円     |

別記第8号様式その2を別記第8号様式その3とし、別記第8号様式その1の次に次の1様式を加える。

別記第8号様式その2

第 号  
年 月 日

様

熊本県知事

### 父子福祉資金貸付不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました父子福祉資金貸付けについては、下記の理由により不承認と決定しましたので通知します。

記

- |   |        |    |
|---|--------|----|
| 1 | 資金種類   | 資金 |
| 2 | 申請金額 金 | 円  |
| 3 | 不承認の理由 |    |

別記第 9 号様式その 2 中「母子及び寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付要項」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付要項」に改め、同様式を別記第 9 号様式その 3 とする。

別記第 9 号様式その 1 中「母子及び寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付要項」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付要項」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 9 号様式その 2

父 子 福 祉 資 金 借 用 書			事 務 所
資 金 種 類		貸 付 番 号	第 号
借 用 金 額	円	月 額	円
利 子	年	備 考	
据 置 期 間	年 月 ~		年 月
貸付金交付期間	年 月 ~		年 月
償 還 期 間	年 月 ~		年 月
償 還 方 法		1 回 の 償 還 額	円
支 払 月	1 回 目	月	2 回 目 月

上記のとおり借用します。

ついては、私(借主・連帯借主・連帯保証人)は、母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び熊本県母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付要項の定めるところに従い滞納にならないよう誠実に返済します。

また、償還金の滞納が続く場合は、償還計画の作成及び償還の指導を行うため必要な範囲で、賦課された市町村・都道府県民税の課税情報の閲覧又は交付による調査をされることに同意します。

年 月 日

借 主	住 所(所在地) 氏 名(名称及び代表者)	印
連 帯 借 主	住 所 氏 名	印
借主又は連帯借主 の 法 定 代 理 人	住 所 氏 名	印
連 帯 保 証 人	住 所 氏 名	印
連 帯 保 証 人	住 所 氏 名	印
連 帯 保 証 人	住 所 氏 名	印

熊本県知事 様

- 注 1 住所・氏名は、各自が自分で書いてください。  
 2 借主・連帯借主・法定代理人及び連帯保証人は市町村長の発行する印鑑証明書を添付してください。



別記第 1 0 号様式中「母子（寡婦）福祉資金事業等完了届」を「母子（父子・寡婦）福祉資金事業等完了届」に、「事業開始資金」を「母子（父子・寡婦）事業開始資金」に、「事業継続資金」を「母子（父子・寡婦）事業継続資金」に、「住宅資金」を「母子（父子・寡婦）住宅資金」に、「就職仕度資金」を「母子（父子・寡婦）就職仕度資金」に、「転宅資金」を「母子（父子・寡婦）転宅資金」に、「医療介護資金」を「母子（父子・寡婦）医療介護資金」に、「結婚資金」を「母子（父子・寡婦）結婚資金」に改める。  
 別記第 1 1 号様式中「母子寡婦福祉資金貸付金額増額申請書」を「母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金額増額申請書」に、「母子寡婦福祉資金貸付金額の」を「母子（父子・寡婦）福祉資金の貸付金額の」に改める。  
 別記第 1 2 号様式その 2 を別記第 1 2 号様式その 3 とし、別記第 1 2 号様式その 1 の次に次の 1 様式を加える。

別記第 1 2 号様式その 2

父子福祉資金貸付金額増額通知書

第 号  
 年 月 日

様

熊本県知事

年 月 日付けで申請のありました父子福祉資金の貸付金額の増額については、下記のとおり承認しましたので通知します。

なお、貸付金額等が変わりますので、新しい借用書を提出してください。

記

- 1 資金種類 資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 現在の貸付決定額 合計 円（月額 円）
- 4 変更後の貸付金額 合計 円（月額 円）
- 5 増額の期間  
 年 月貸付分から 年 月貸付分まで

別記第 1 3 号様式その 2 を別記第 1 3 号様式その 3 とし、別記第 1 3 号様式その 1 の次に次の 1 様式を加える。

別記第 1 3 号様式その 2

父子福祉資金貸付金額増額不承認通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県知事

年 月 日付けで申請のありました父子福祉資金の貸付金額の増額については、下記の理由により承認できませんので通知します。

記

- 1 資金種類 資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 不承認の理由

別記第 1 4 号様式その 2 を別記第 1 4 号様式その 3 とし、別記第 1 4 号様式その 1 の次に次の 1 様式を加える。

別記第 1 4 号様式その 2

### 父子福祉資金貸付金額減額決定通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県知事

年 月 日付けで申出のありました父子福祉資金の貸付金額の減額については、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、貸付金額等が変わりますので、新しい借用書を提出してください。

#### 記

- 1 資金種類 資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 現在の貸付決定額 合計 円 (月額 円)
- 4 変更後の貸付金額 合計 円 (月額 円)
- 5 減額の期間  
年 月貸付分から 年 月貸付分まで

別記第 1 5 号様式を次のように改める。

別記第 1 5 号様式

母子（父子・寡婦）福祉資金貸付継続申請書

年 月 日

熊本県知事

様

申請者住所

氏名

印

下記のとおり母子（父子・寡婦）福祉資金の貸付けを継続して下さるよう申請いたします。

記

- 1 資金種類 資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 貸付決定金額 金 円
- 4 貸付金受領済額 年 月分から 年 月分まで  
( 年 箇月分 円)
- 5 母（父）の死亡年月日 年 月 日
- 6 貸付継続希望期間 年 月分から 年 月分まで  
( 年 箇月分 円)
- 7 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 5 条第 2 項若しくは第 3 1 条の 3 第 2 項  
又は第 3 3 条第 2 項に該当する児童の父（母）の状況  
死亡、生死不明、遺棄、海外在住、障害、拘禁、その他（ ）

上記の借入れについて連帯して債務を負担します。

連帯保証人住所

氏名

印

連帯保証人住所

氏名

印

別記第 1 6 号様式その 2 を別記第 1 6 号様式その 3 とし、別記第 1 6 号様式その 1 の次に次の 1 様式を加える。

別記第 1 6 号様式その 2

第 号  
年 月 日

様

熊本県知事

父子福祉資金貸付継続決定通知書

年 月 日付けで申請のありました父子福祉資金の貸付継続については、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、借受人等が変わりますので、新しい借用書を提出してください。

記

- 1 資金種類 資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 今後の貸付継続期間及び金額  
年 月分から 年 月分まで  
合計 円 (月額 円)
- 4 今までに貸し付けた金額  
年 月分から 年 月分まで ( 年 箇月間)  
合計 円 (月額 円)

別記第17号様式その2を別記第17号様式その3とし、別記第17号様式その1の次に次の1様式を加える。

別記第17号様式その2

第 号  
年 月 日

様

熊本県知事

### 父子福祉資金貸付継続不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました父子福祉資金の貸付継続については、下記の理由により不承認と決定しましたので通知します。

記

- 1 資金種類 資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 不承認の理由

別記第 1 8 号様式を次のように改める。

別記第 1 8 号様式

住所、氏名、振込金融機関変更届										
資金種類	1 母子 2 父子 ( ) 資金 3 寡婦			コ ー ド			貸 付 番 号			
変更年月日		年 月 日								
氏 名	フリガナ									
	新 氏 名									
	フリガナ									
	旧 氏 名									
住 所	コ ー ド	4	3				自宅電話	( )		
	新 住 所									
	旧 住 所									
金 融 機 関	新 金 融 機 関 名		新 支 店 名			金 融 機 関 コ ー ド		支 店 コ ー ド		
	振込口座番号	1 普通 2 当座								
	口 座 名 義 人 ( カ ナ )									
	旧 金 融 機 関 名		旧 支 店 名			旧 口 座 番 号				
<p>上記のとおり住所、氏名、振込金融機関の変更を届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 印</p> <p>熊本県知事 様</p>										
<p>住民票、預金通帳等を照合し、上記のとおり相違ないことを確認しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市福祉事務所長 町村長 _____ 印</p>										

別記第19号様式中「母子（寡婦）福祉資金」を「母子（父子・寡婦）福祉資金」に改める。

別記第21号様式中「母子（寡婦）福祉資金償還金口座振替<sup>変更</sup>届」を「母子（父子・寡婦）福祉資金償還金口座振替<sup>廃止</sup>届」に改める。

別記第23号様式中「母子（寡婦）福祉資金連帯保証人変更申請書」を「母子（父子・寡婦）福祉資金連帯保証人変更申請書」に改める。

別記第24号様式その2を別記第24号様式その3とし、別記第24号様式その1の次に次の1様式を加える。

別記第24号様式その2

第 号  
年 月 日

様

熊本県知事

### 父子福祉資金連帯保証人変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました父子福祉資金の連帯保証人の変更については、下記のとおり承認しましたので通知します。

なお、連帯保証人が変わりますので、新しい借用書を提出してください。

#### 記

- 1 資金種類 資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 旧連帯保証人  
住所  
氏名 ( 年 月 日生)
- 4 新連帯保証人  
住所  
氏名 ( 年 月 日生)



別記第25号様式その2を別記第25号様式その3とし、別記第25号様式その1の次に次の1様式を加える。

別記第25号様式その2

第 号  
年 月 日

様

熊本県知事

### 父子福祉資金連帯保証人変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました父子福祉資金の連帯保証人の変更については、下記の理由により不承認としましたので通知します。

記

- 1 資金種類 資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 不承認の理由

別記第26号様式その1中「母子（寡婦）福祉資金在学等届」を「母子（父子・寡婦）福祉資金在学等届」に改める。  
 別記第26号様式その2中「母子（寡婦）福祉資金在学等届（生活資金用）」を「母子（父子・寡婦）福祉資金在学等届（生活資金用）」に改める。  
 別記第27号様式中「母子（寡婦）福祉資金貸付辞退申出書」を「母子（父子・寡婦）福祉資金貸付辞退申出書」に、「母子・寡婦福祉資金」を「母子（父子・寡婦）福祉資金」に改める。  
 別記第28号様式中「母子（寡婦）福祉資金貸付資格喪失届」を「母子（父子・寡婦）福祉資金貸付資格喪失届」に、「母子（寡婦）福祉資金の」を「母子（父子・寡婦）福祉資金の」に改める。  
 別記第29号様式その2を別記第29号様式その3とし、別記第29号様式その1の次に次の1様式を加える。

別記第29号様式その2

第 号  
 年 月 日

様

熊本県知事

### 父子福祉資金貸付停止通知書

あなたに貸し付けております父子福祉資金貸付金は、下記のとおり貸付停止となりましたので通知します。

なお、貸付金額等が変わりますので、新しい借用書を提出していただくようお願いいたします。

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
|               | 記                   |
| 1 資金種類        | 資金                  |
| 2 貸付番号 第      | 号                   |
| 3 貸付停止時期      | 年 月分から              |
| 4 今までに貸し付けた金額 | 金 円                 |
| 5 償還方法        |                     |
| 6 償還期間        | 年 月から 年 月まで ( 年 月間) |
| 7 一回当たりの償還金額  | 金 円                 |
| 8 貸付停止の理由     |                     |

別記第 3 0 号様式その 2 を別記第 3 0 号様式その 3 とし、別記第 3 0 号様式その 1 の次に次の 1 様式を加える。

別記第 3 0 号様式その 2

父子福祉資金貸付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県知事

年 月 日付け 第 号で貸付決定しました父子福祉資金については、下記のとおり貸付決定を取り消しましたので通知します。

記

- 1 資金種類 資金
- 2 貸付決定番号 第 号
- 3 貸付決定金額 金 円
- 4 貸付決定取消しの理由

別記第 3 1 号様式中「母子（寡婦）福祉資金据置期間延長申請書」を「母子（父子・寡婦）福祉資金据置期間延長申請書」に、「母子寡婦福祉資金」を「母子（父子・寡婦）福祉資金」に改める。  
 別記第 3 2 号様式その 2 を別記第 3 2 号様式その 3 とし、別記第 3 2 号様式その 1 の次に次の 1 様式を加える。

別記第 3 2 号様式その 2

第 号  
 年 月 日

様

熊本県知事

父子福祉資金据置期間延長承認通知書

年 月 日付けで申請のありました父子福祉資金の据置期間の延長については、下記のとおり承認しましたので通知します。

なお、償還期間等が変わりますので、新しい借用書を提出していただくようお願いいたします。

記

- |            |             |
|------------|-------------|
| 1 資金種類     | 資金          |
| 2 貸付番号 第   | 号           |
| 3 現在の据置期間  |             |
| 年 月から      | 年 月まで か月間   |
| 4 延長後の据置期間 |             |
| 年 月から      | 年 月まで 年 か月間 |

別記第 3 3 号様式その 2 を別記第 3 3 号様式その 3 とし、別記第 3 3 号様式その 1 の次に次の 1 様式を加える。

別記第 3 3 号様式その 2

第 号  
年 月 日

様

熊本県知事

### 父子福祉資金据置期間延長不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました父子福祉資金の据置期間の延長については、下記の理由により不承認としましたので通知します。

記

- 1 資金種類 資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 不承認の理由

別記第 3 4 号様式中「母子（寡婦）福祉資金償還金支払猶予申請書」を「母子（父子・寡婦）福祉資金償還金支払猶予申請書」に、「母子（寡婦）福祉資金償還金の」を「母子（父子・寡婦）福祉資金償還金の」に、「母子及び寡婦福祉法施行令第 1 8 条第 1 項第 号」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 1 9 条第 1 項第 号」に改める。  
 別記第 3 5 号様式その 2 中「支払い」を「支払」に改め、同様式を別記第 3 5 号様式その 3 とする。  
 別記第 3 5 号様式その 1 の次に次の 1 様式を加える。

別記第 3 5 号様式その 2

第 年 月 日

様

熊本県知事

父子福祉資金償還金支払猶予承認通知書

年 月 日付けで申請のありました父子福祉資金償還金の支払猶予については、下記のとおり承認しましたので通知します。

なお、今後は償還計画のとおり返済することになりますので、償還金の準備をお願いします。

記

- 1 資金種類 資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 償還期間 年 月から 年 月まで 回払い
- 4 支払を猶予する期間 年 月分から 年 月分まで（ 年 箇月間）

注意事項

支払猶予は、返済期間全体が後ろへずれるのではなく、猶予期間の支払だけを後へずらすものですから注意してください。

別記第 3 6 号様式その 2 を別記第 3 6 号様式その 3 とし、別記第 3 6 号様式その 1 の次に次の 1 様式を加える。

別記第 3 6 号様式その 2

第 号  
年 月 日

様

熊本県知事

父子福祉資金償還金支払猶予不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました父子福祉資金償還金の支払猶予については、下記の理由により不承認としましたので通知します。

記

- 1 資金種類 資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 不承認の理由

別記第 3 7 号様式中「母子寡婦福祉資金償還方法等変更申請書」を「母子（父子・寡婦）福祉資金償還方法等変更申請書」に、「母子（寡婦）福祉資金」を「母子（父子・寡婦）福祉資金」に改め、「（母子・寡婦）」を削る。

別記第 3 8 号様式中「母子寡婦福祉資金償還方法等変更承認通知書」を「母子（父子・寡婦）福祉資金償還方法等変更承認通知書」に、「母子寡婦福祉資金償還方法等の」を「母子（父子・寡婦）福祉資金の償還方法等の」に改める。

別記第 3 9 号様式中「母子寡婦福祉資金償還方法等変更不承認通知書」を「母子（父子・寡婦）福祉資金償還方法等変更不承認通知書」に、「母子寡婦福祉資金の」を「母子（父子・寡婦）福祉資金の」に改める。

別記第 4 0 号様式中「母子寡婦福祉資金繰上償還申出書」を「母子（父子・寡婦）福祉資金繰上償還申出書」に、「母子（寡婦）福祉資金」を「母子（父子・寡婦）福祉資金」に改める。

別記第 4 1 号様式中「母子（寡婦）福祉資金違約金徴収免除申請書」を「母子（父子・寡婦）福祉資金違約金徴収免除申請書」に、「母子（寡婦）福祉資金償還金」を「母子（父子・寡婦）福祉資金償還金」に改める。

別記第 4 2 号様式その 2 を別記第 4 2 号様式その 3 とし、別記第 4 2 号様式その 1 の次に次の 1 様式を加える。

別記第 4 2 号様式その 2

第 号  
年 月 日

様

熊本県知事

父子福祉資金違約金徴収免除承認通知書

年 月 日付けで申請のありました父子福祉資金違約金の徴収免除については、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

- 1 資金種類 資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 違約金徴収免除金額 金 円  
( 年 月分から 年 月分までの償還金に対応する違約金)



別記第 4 3 号様式その 2 を別記第 4 3 号様式その 3 とし、別記第 4 3 号様式その 1 の次に次の 1 様式を加える。

別記第 4 3 号様式その 2

第 号  
年 月 日

様

熊本県知事

父子福祉資金違約金徴収免除不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました父子福祉資金違約金の徴収免除については、下記の理由により不承認としましたので通知します。

記

- |   |        |    |
|---|--------|----|
| 1 | 資金種類   | 資金 |
| 2 | 貸付番号 第 | 号  |
| 3 | 不承認の理由 |    |

別記第 4 4 号様式その 2 を次のように改める。

別記第 4 4 号様式その 2

第 年 月 日 号

様

熊本県知事

### 父子福祉資金一時償還請求書

あなたに貸し付けております父子福祉資金は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 3 1 条の 7 において準用する同令第 1 6 条第 号の規定に該当しますので一時償還されるよう請求します。

記

- 1 資金種類 資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 貸付金額 合計 円
- 4 貸付金額のうち償還済額
  - 元金 円、利子 円 合計 円
- 5 一時償還すべき金額
  - 元金 円、利子 円 違約金 円
  - 合計 円
- 6 納入期限 年 月 日
- 7 納入方法

納入通知書により、指定金融機関（収納代理金融機関）へ納入してください。

別記第 4 4 号様式その 2 の次に次の 1 様式を加える。

別記第 4 4 号様式その 3

第 号  
年 月 日

様

熊本県知事

### 寡婦福祉資金一時償還請求書

あなたに貸し付けております寡婦福祉資金は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 3 8 条において準用する同令第 1 6 条第 号の規定に該当しますので一時償還されるよう請求します。

記

- |   |             |       |       |   |
|---|-------------|-------|-------|---|
| 1 | 資金種類        | 資金    |       |   |
| 2 | 貸付番号 第      | 号     |       |   |
| 3 | 貸付金額 合計     | 円     |       |   |
| 4 | 貸付金額のうち償還済額 |       |       |   |
|   | 元金          | 円、利子  | 円 合計  | 円 |
| 5 | 一時償還すべき金額   |       |       |   |
|   | 元金          | 円、利子  | 円 違約金 | 円 |
|   | 合計          |       | 円     |   |
| 6 | 納入期限        | 年 月 日 |       |   |
| 7 | 納入方法        |       |       |   |

納入通知書により、指定金融機関（収納代理金融機関）へ納入してください。

別記第 4 5 号様式中「母子（寡婦）福祉資金償還免除請求書」を「母子（父子・寡婦）福祉資金償還免除請求書」に、「母子（寡婦）福祉資金償還金」を「母子（父子・寡婦）福祉資金償還金」に改める。  
 別記第 4 8 号様式その 2 を別記第 4 8 号様式その 3 とし、別記第 4 8 号様式その 1 の次に次の 1 様式を加える。

別記第 4 8 号様式その 2

第 号  
 年 月 日

様

熊本県知事

父子福祉資金の償還完了について

下記の父子福祉資金については、 年 月の支払をもって、返済が終了しましたのでお知らせします。

なお、契約時に提出されました借用書をお返しします。

記

- |   |        |    |
|---|--------|----|
| 1 | 資金種類   | 資金 |
| 2 | 貸付番号 第 | 号  |
| 3 | 貸付金額 金 | 円  |

附 則

- (施行期日)
- この要項は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。
  - (経過措置)  
 この要項の施行の際現に改正前の熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項（以下「旧要項」という。）の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付要項（以下「新要項」という。）の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
  - この要項の施行の際現に旧要項の規定により交付されている通知書は、新要項の規定により交付された通知書とみなす。
  - この要項の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。